

# 文化史と文学史の狭間 (5)

## ウルリヒ・フォン・フッテンの「祖国」

新井 皓 士

### § I

i) 「祖国」という語彙あるいは概念が、日本語に組込まれたのはいつの事であるのか、筆者はいまこれを詳らかにしない。試みに諸橋博士の『大漢和』巻八をみるに、王圻の『續文獻通考』より、「回回祖國也」という一例がひかれ記載されている。『續文獻通考』250巻の成立は乾隆12年、西歴1737年であるという。あえて祖国というは一般に強く他国を意識しての事であるから、中華の国柄にかかる意識の発生が比較的新しくとも、特に不思議はないとも思える。あるいは、より古い用例が省かれ、たまたまこの文例が載っているにすぎないのであろうか。

それはさておき、「祖国」にあたる現代ドイツ語 „Vaterland“ は、Muttersprache (母語、母国語) と同様、近世初期、すなわち16世紀にその意味内容が定着したとされている。ヨーロッパにおける中世的統一世界の終焉、換言すれば民族国家の成立と世俗文化の、とりわけ俗語 (各国語) 文学確立の過程と、深い関わりをもつことはいうまでもない。

ii) ドイツ語発展史上ならびに精神文化史上はかりしれぬ影響を及ぼしたマルティン・ルターは、また Muttersprache という概念の成立に際しても、文法学者イッケルザーマーと共に、重要な役割を果たしている。それに対し „Vaterland“ (祖国) という概念の生成過

程は、騎士であり人文主義者であり桂冠詩人であったウルリヒ・フォン・フッテン Ulrich von Hutten (1488. 4~1523. 8) をぬきにしては考えられない<sup>(1)</sup>。

iii) フッテンはその短い生涯の最後の日々に、ローマの桎梏からの「祖国」解放を呼びかけ、思考と詩作において慣熟していたラテン語に代えて、敢えてドイツ語を表現手段に選んだ。長詩『抗訴と警告』(1520) は、ドイツ語で書き下されたフッテン最初の詩文であり、Nation (民族、国民) と結びついた „Vaterland“ の概念を決定的に確立せしめたものとみなされよう。

iv) 本稿はまず、筆者の目にふれた限りでの、15世紀末から16世紀始めにおける „Vaterland“ の代表的用例を挙げてその語義の振幅を検討し (§ II)、次に『抗訴と警告』を中心にウルリヒ・フォン・フッテンの „Vaterland“ を考察する (§ III) 試みである。

### § II

i) Trübner の *Deutsches Wörterbuch* 第7巻によれば、中世においてはラテン語文の patria の訳語として以外、 „Vaterland“ 相当語の使用例は僅かである。そしてその意味内容も概ね Heimat、即ち「故里、故郷、郷土」と特に差異ないものと考えられる。これを私的ないし個人的な、あるいは自然感情的な意

味あいにおける「父のくに」とすれば、中高独語の „vaterlant“ にまた、いわば中世における半ば公的な、宗教的次元での「父のくに」即ち「天国」(2)という意味も存在した事を忘れてはなるまい。ケラリウスのいわゆる歴史三区分法(3)による近代に至ってもなお、その意味での使用例を見出す事ができるのである。ハルトマン・シェーデル刊『世界年代記』と、ゼバステリアン・プラントの『阿呆船』における用例を次に挙げよう。多数の版画をふくむ前者は1493年にニュルンベルクで刊行された、<sup>インタナツ</sup>揺籃本時代において聖書等の宗教関係書とその豪華さを競いうる唯一の世俗本ともいべきもので、ラテン語版とドイツ語版とがあった。『阿呆船』は近世における最初のオリジナルなドイツ文学ともいべきもので、また阿呆にことよせた一連の諷刺文学(Narrenliteratur)の鼻祖でもある。

(1) darumb weiß wir in diss war *vaterland* wider eingeen {……}

それゆえ私達がこの真の「父のくに」に再び入るならば {……}

(1) O wie werden wir frolocken so wir {……} unßer freüdüreichs *vaterland* ewiger seligkeit glori vnd ere anplicken vnd sehen werden(4).

嗚呼いかに私達は悦びにあふれることだろう {……} 永遠の至福と栄光と名誉のわれらが歓喜満てる「父のくに」を目のあたりにするならば。

(2) Das best erb ist jm *vatterlandt*

(相続しうる) 最良の遺産は(この世のものではなく)「父のくに」にある

(2) Das sint all die / so wißheyt handt Erulget dort jm *vatter landt* /

それはかの「父のくに」に(真の)知恵を学んだ人々すべてのこと

(2)'' {……} wißheit {……} Die jnn führt jnn das *vatterlant*(5)

その人を「父のくに」に導いていく {……} 知恵 {……}

ii) タキトゥスの『ゲルマーニア』は、その唯一の写本が1455年にヘルスフェルト修道院で発見され、ドイツの人文主義者達に一種の民族的誇りを喚起した。辺境の地はしばしば民族的・政治的覚を生むものでもあるが、エルザスのドイツ帰属性を論じた人文主義者ヤーコブ・ヴィンプェリングの場合も、いまだ漠然としたものとはいえ、「祖国」に近い意識があったように思われる。1501年に彼が著した *Germania* は、147年の歳月を経て、ハンス・ミヒャエル・モシェロシュの手で復刊されたが、その中に例えばこんな一節がある。

(3) Mich will beduncken etliche Vynduwer Statt oder Veiltrager des *Vatterlands* bereit sin wider vns zu bällen, als ob {……}(6)

あなた方の都市(シュトラースブルク)の敵あるいは「郷国」を売らんとする輩の中には、我々に対し次のように {……と} わめきたてようとする者があるように思われる。

iii) 1508年12月30日にシュヴェーベン人のメミンゲンで行なわれた、ヴェネチア共和国大使と神聖ローマ皇帝マクシミリアン一世の交渉を記録する文書に、「フーター・ラント」そのものではないが、次のような表現がみられる。

(4) {……} vnd rayste widerumb {……} in deine vetterliche landte(7).

{あなたは……} そして再び {……} あなたの「父祖伝来の邦国」へ馬をかえした。

iv) ii) に引用したヴィンプェリング同様シュトラースブルクを中心に活動し、かつ彼

と当時ゲルマーニア論をたたかわしたトーマス・ムルナーには、次のような用例がある。はじめは『悪党組合』(1512)の第8章で、学資を無駄遣いする自堕落学生を諷したもので、次の2例はルターが1520年8月に公にした『キリスト教界の改善についてドイツ国民のキリスト教貴族に与う』に対し、ムルナーがその年12月に発表した反駁文中から採ったもので、神聖ローマ皇帝カール五世およびルターに呼びかけた形になっている。

(5) [···] seyn lere büch mitgenummen,  
Das im kan selber louffen noch.

Die selbig schon latinische sproch

Findt er wol ins vatters landt, [···](8)

[留学先から] 持って帰った教科書は  
2本の足ですいすい彼氏の後を追う(女  
なり)

それがすてきなラテン語(学問)という  
なら

「おやじのくに」でもみつかるだろうに

(6) [···] dar die aller edlisten gemiet  
deins reichs zû burgerlichen vffrûren  
vnd nidergang ired eignen vatterlands  
erwecken [·····]

[カティリーナの再来ともいうべき男が  
···] 帝の最も気高き人々をすら内  
乱へ、そして自らの「祖国」の衰亡へと  
駆りたてようと取立てております。

(6)' [···] wo du deine kunst vnd durch-  
lüchtige vernunft / nit brüchtest zû  
nidergang deines vatterlands / vnd zer-  
störung vnsers glaubens vnd vetterlichen  
gesetzes [·····](9)

もしあなた(ルター)がその知識と秀れた  
理性を、あなたの「祖国」の衰亡と我  
らが信仰および伝来の法の破壊に用いな  
ければ [···]

v) 次にドイツ農民戦争(1524/25)に関連

する文献から幾つか例を挙げてみよう。ウル  
リヒ・フォン・フッテンは既に泉下の人であ  
り、その『抗訴と警告』が上梓されてから5  
年近くの時が流れている。

(7) [···] woraus dann nichts anders dan  
abgang, zurstorungen unsers vaterlands,  
auch sterben und verterben erwachsen  
mocht(10).

[···] その事より生じうるのはただ衰  
退であり、「父祖の地」(ハーナウ)の破  
壊、また死と破滅である。

(8) [·····] welche Hantwerksleut ir Arbeit  
noch us dem Land ziehen wolten [·····]  
wo es von nöten wurde, von Stund an  
seinem Vatterland zuziehen und helfen  
zu reiten(11).

(この同盟に加わっている者にして) 仕  
事の都合でラント(シュヴァーベン)外  
へ出ようとする職人は、[···] 緊急事  
態が生じた際は直ちに「郷国」に帰り軍  
務の助けとなること。

次の2例はいずれもシュトラースブル  
ク市の参事会が関係している。前者は同  
参事会の代表がノイブルク修道院にたて  
こもる農民団を説得交渉した結果を報告  
する文書であり、後者は同参事会に対し、  
エルザスのヘレン・ハウフェン(農民団)  
の指導者達が、共同して外敵に当たる事  
を提案したものである。

(9) [···] das filich ein fremde Nacion in  
uger Vatterlant komen wirde [···]

おそらく他民族が諸君の「祖国」に入っ  
てくるであろう事を [···]

(9)' [·····] So wollen wir ouch dabi mit  
allem Fliß und Ernst, [·····] unser  
Vaterland underston zu beschirmen(12).  
それゆえ我らもその際は全力を尽し [··  
··] 我らが「祖国」を断固守る所存であ  
る。

vi) 1530年頃の民衆歌謡『ドイツ国民に寄せる』には、トルコの脅威に対し一致団結して「祖国」を守るよう、煽動する一節がある。

(10) [… ] er sei reich oder arme, daß er sein *vaterland* behüt vor den türkischen hunden [……](13)

富める者も貧しい者も、トルコの奴等から「祖国」を守らんが為(心を一に……)

vii) ルターが聖書翻訳などにおいて、*Vaterland* を *Heimat* とほぼ同意義に用いている事は、*Trübner* などの指摘するところである。しかし1530年7月にマインツ大司教宛てにルターが書いた公開書簡中に、次のような用例がみられる事に偶々気づいたので挙げておこう。

(11) Ich mus auch sorgen fur das [ …… ] deutsch land [……] als ich schuldig bin meinem lieben *vater lande*(14).

私もまた(哀れで惨めで見捨てられ嘲弄され裏切られ売られた)ドイツの為に[……] わが「祖国」に負うもの少なからぬ私なりに心をくだかねばなりません。

viii) 上にみたように、*Vaterland* の「祖国」という意味内容は、確かに1530年前後にはほぼ定着していたものと考えてよいであろう。およそ半世紀後、ヨハン・フィッシャーが『ツェーリヒの幸多き船』で、次のような言葉遊びのマニエラを娛しむ事ができたのも、このような状況、ないし前提条件があったからであろう。訳してしまえば身も蓋もないが、スイスの古名 *Helvetia* と英雄 *Held*、それに祖国 *Vaterland* を掛け合わせている。

(12) Welche berhühmte Türuchiner / Zu Cäsars zeiten waren künner / Als andre im *Helvätterland* [……](15)

ツェーリヒ人達はカエサル時代、「英雄の祖国ヘルヴェティア」のいかなる者達

よりも勇敢だった [……]

### § III

i) ウルリヒ・フォン・フッテンは1520年秋、彼32歳のときに、長詩『抗訴と警告』をはじめドイツ語で書下したのであったが、この時点までの彼の著述や書簡には専らラテン語が用いられていた。無論これは当時の学識層の慣例であり、ラテン語はキリスト教的ヨーロッパ世界の統一言語であった。11歳でフルダの修道院学校に入ったフッテンは、17の歳以来ドイツ、イタリア各地の大学を遍歴し、詩作に励み多くの書簡を書き、高名な人文主義の文人、学者達と交わった。1517年夏(29歳)には、皇帝マクシミリアンによって、桂冠詩人の称号を授けられもした。典型的な人文主義者の道を歩んだともいえようし、詩人とは即ちラテン語詩人の謂であった。

もっとも帝国騎士<sup>(16)</sup>という彼の出自身分を考えると、それは必ずしも自明の歩みとはいえないかもしれない。W. ビルクハイマーに宛てて1518年10月25日付で書かれた書簡<sup>(17)</sup>は、人文、古典研究の学がドイツにも根つき新しい時代が開けつつあることを感激的に述べる一方、静かな文人生活 (*vita contemplativa*) にも入りきれないフッテンの心境を語って有名であるが、当時の騎士階級をとりまく荒々しい環境にもふれて、「諸学の知識は騎士の尊厳に値しない」という考えが騎士身分の間に支配的だった、とすら証言している。

このような騎士身分の出自と人文主義的素養とが結びついて、最も鮮明な形をとった作品に、『ファラリスムス(暴君のよみの対話) *Phalarismus*』(1517.3)がある。ヴェルテンベルク公ウルリッヒに対するフッテン一族のフェーデ<sup>(18)</sup>を、側面から援護する目的を

もって、ルキアノスに範をとって書かれたこの対話は、名を伏せたドイツのさる暴君（即ちヴェルテンベルク公）が、ユピテルのはからいで生きながらに黄泉の国を訪れ、古代シチリアはアグリゲントの支配者として暴戻の名を縦にしたファラリスと、悪業非道を披露し合って意気投合する、という皮肉な趣向になっている。中世から近世にかけて、騎士族を中心に絶え間なかったフェーデというドイツ特有の闘争場裡に、古典文学の知識が援用され、フェーデの常用語ドイツ語ではなくラテン語が表現手段とされたわけである。

ともあれ『ファラリスムス』は、フッテンがラテン語の自作を、自らドイツ語に訳した最初の作品でもあるらしい（1519.2、但し公刊は1521年以後）。1518年の末から1520年の春にかけて、フッテンは更に5篇のラテン語による対話を書き、それらを1520年4月に『対話篇<sup>ドイツ語</sup>』として刊行した。篇中とりわけ *Trias Romana*（ウァリスクスまたはローマ風三位一体）と *Inspecientes*（天上の観察者）は、ルター『ドイツ国民のキリスト教貴族に与う』に先駆けて、ローマ教会の旧弊を辛辣に批判したものと注目される。この2篇及び *Febris secunda*（熱病神との対話第二）を、フッテンは1520年の暮にドイツ語に訳し、M. プッツァー(19)訳と推定される *Febris prima*（熱病神との対話第一）のドイツ訳とを合わせて、1521年初頭に『対話篇 Gesprächsbüchlin』として刊行した。

1520年9月にフッテンはまた、国王カール（皇帝カール5世）、ザクセン選定侯フリードリヒ、マインツ大司教アルブレヒト、及びドイツ国民一般に宛てた形で、4通のラテン文書簡を書き公刊した。この書簡群もほどなくフッテン及びプッツァーの手でドイツ語に訳され、その年のうちに公刊されたが、ふつうこれを「抗訴警告書簡集」(20)と呼んでいる。ローマ聖庁から迫害の手が伸びる事に抗議

し、ドイツ国民および指導者に現状改革の要を警告する、という意味である。年末から翌21年3月にかけてフッテンは更に、歴代皇帝とローマ教皇の対立抗争の歴史を教皇『告発』(21)の形でドイツ語で書き、21年4月に刊行した。

以上簡単にみたように、1520年の9月から翌年にかけて、フッテンのドイツ語使用度とローマ聖庁攻撃の勢いは急激に増した。この時期の彼は、本貫の地シュテッケルベルク城を後にし、フランツ・フォン・ジッキンゲンの居城エーペルンブルクに滞在して、これらの著述に専念している。1520年6月、教皇レオ10世の教書「主よ起ち給え」<sup>エクススルツ・ド・ドミ</sup>が發布され、60日間の猶予付きでルターとその信奉者が自説撤回か破門かの威嚇をうけた事によって、ドイツ国内情勢は、ランケのいう「完全な反逆」(22)の口火がまさにきられたところであった。1521年1月3日に発せられた教勅『デケット』には、破門をうける者として、マルティン・ルター、ラツァルス・シュペングラー、ヴィリバルト・ビルクハイマーの三名と並んで、ウルリヒ・フォン・フッテンの名があった。

ii) 『抗訴と警告 *Clag vnd vormanüg*』(23)は、抑揚四詩脚と対韻の形式を律義に守った1578行の長詩である。韻文による一種の檄ともいべきもので、その意図と内容はタイトル全文を逐語的に辿る事によって、概ね予測されよう。すなわち曰く、「抗訴と警告、法外にして非キリスト教的なるローマ教皇権力および聖職にふさわしからざる聖職者達に抗して、桂冠詩人ウルリヒ・フォン・フッテン氏により、全キリスト教界なかんずくドイツ民族の祖国のために、諸民共通の苦情に関し又彼自身の窮状にも関し、韻文によりて書かれたる」。このタイトルの下には、*lacta est alea(!)*（賽は投げられた）という標語が

ある。これは『ファラリスムス』以来フッテンが自作に付すようになったものだが、『抗訴と警告』では更にその下に、「Ich hab's gewagt (私はあえて踏切った)」というドイツ語が付け加えられている。この意識句はこの詩以後ドイツ語で彼が書いたものには繰り返して出現する銘となった。ヴェルター・フォン・デア・フォーゲルヴァイデとクロップシュトックの間に生れ、世界文学的な価値のある唯一のドイツ詩歌、とグンドルフが評したといわれる<sup>(24)</sup>『新しい歌 Ain new Lied herr Vlrichs von Hutten』(1521. 7)も又、この一句をもって始まっている。

iii) 『抗訴と警告』1578行は、小は3行から大は191行までの、24の段落に分れている。迫害を恐れず敢えて「真実 *worheit*」を語るという意気込みで、当代のローマ聖庁とその傘下にある聖職界の汚点や腐敗が次々と指弾されるが、フッテン自らがローマ滞在を通じて得た素朴で苦い現実認識——たとえば健康上の理由から彼は、齋戒期にバターとミルクを摂取してもよい、とする教会の特別許可をフッガー銀行を通じて購ったが、教皇の膝下ローマ及至イタリア諸都市では、ドイツ人のように馬鹿正直に精進を守る者などいない、という現実を目の当りにし憤慨している——を除けば、ルターの『ドイツ国民のキリスト教貴族によせる』などを既に知る者には、批判内容に格別目新しい点はないといえるかもしれない。要するに、世俗君主化したローマ教皇とその配下が、ドイツ人の信仰を食い物にして欺瞞的手段で富を収奪する一方、自らは贅沢と逸楽にふけっている、という糾弾であり警世である。確かに時の教皇レオ10世(在位1513. 3~1521. 12. 2 俗名ジョバンニ・デ・メディチ<sup>(25)</sup>)は、教皇領の保全と独自のイタリア政策の為に活発な外交や軍事作戦を繰り広げる傍ら、「文学的豪遊」(グレゴロヴ

ィウス)と称せられるほど大規模に学芸を保護し、683名もの廷臣を数える宮廷を維持していた。そのため絶えず破産に頻した教会財政を糊塗すべく、枢機卿を一挙に31名増員したり1353もの新しい聖職を設けて収入増が計られ、トルコ十字軍やサン・ピエトロ建築その他の名目で、特別税が企画され免罪符が大量に販売されるもした。多数の聖界諸侯が存在し、司教叙任をはじめローマ聖庁の強い影響下にあったドイツは、その最大の資金供給源だったのである。フッテンの目にそれは、ドイツ民族が「欺瞞と口説」によって「目くらまされ」「自由」を奪われている状況、と映じたのであった。

iv) 『抗訴と警告』においてフッテンは、タイトル以外の5箇所において „vatterlandt“ という語を用いた。就中知られるのは、第7の段落にあらわれる、次の一節である。

(13) Latein ich vor geschriben hab,  
das was eim yeden nit bekindt.

Yetzt schrey ich an das *vatterlandt*  
Teütsch nation in irer sprach, [. …]

ラテン語でこれまで私は書いてきた  
それは誰もが理解できるものではなかった  
いま私は叫ぶのだ、「祖国」に対し  
ドイツ民族のことは<sup>(26)</sup>を用いて

(262—265)

上述の『抗訴警告書簡集』の結語にも、これと全く同様の趣意が表明されているが<sup>(27)</sup>、書簡の一篇「ドイツ国民に寄する」本文には更に、従来ラテン語で書いたのは彼ら(腐敗した聖界人)にそのあやまちを秘かに(一般人にわからぬよう)告知知らせ反省を促そうと思っていたからだ<sup>(28)</sup>、とも述べられている。無学な修道士達を戯画化した『蒙昧派の手紙』<sup>(29)</sup>にみられるように、又こののち自ら「ぼうず退治 Pfaffenkrieg」を呼号するように、貧しく敬虔な一部のものを除けば、聖職

階級に好意的であったとは到底考えられぬフッテンであるから、内々で忠告したといわぬばかりの上のことは必ずしも文字通り受けとれないが、ともかくこの時点のフッテンは、秘かに内々で、などという配慮はもはや捨て去り、ドイツ人一般に呼びかけたのであった。

(14) Dem *vatterlandt* wil sein gedindt,

So ist das Christen volck verblindt,  
das müssz man bringen zû gesicht.

「祖国」に尽さんと思う者は  
キリスト者大衆が盲いたるとき  
その目をはっきりと開かせねばならぬ

(768—770)

神の名を語りつつ現世の栄華を追う教皇やその追随者の、嗜欲や権勢欲を満たし助長するにすぎない「ローマへの盲従」の不当性を明らかにし啓蒙する、というのだ。この一節は第16段落であるが、その前の第15では特に、断食精進の戒律やいわゆる「黄金（美德）のバラ」などでドイツ人の目が晦まされている事、皇帝が教皇の足元で帝冠を戴く（ローマ戴冠）のは屈辱であり不当である事、などが述べられている。

(15) Erbarmt eüch übers *vatterlandt*,

ir werden Teütschen regt die handt.  
Yetzt ist die zeit, zûheben an  
umb freyheit kryegen, […]

憐み給え「祖国」を、親愛なる  
ドイツ人諸君、その腕をふるい  
立ちあがるべき時が今こそ来たのだ  
自由を戦いとるために [……]

(937—940)

これは第19段落にみられる例であるが、この段落は特に次の三点で注目される。第一はフッテンが、貴族のみならず都市に、共に起てと呼びかけている事である。貴族、とりわけ騎士身分と都市市民の利害は矛盾する事が多いのだが、祖国の名の下で共働が要請されている。第二は、今や聖書が自由に読める、と

言明されている事だ。ルターという「ローマの三つの城壁」の第2、聖書解釈権はローマ教皇に専属する、というテーゼの否定である。次いで教会から破門と迫害をうけたものとして、1世紀前のフスとヒエロニムスの名が挙げられ、それ以来誰も火刑を恐れて鳴りをひそめたが、いま「われら兩名」(990)が抗議の声をあげた、とある。「われら兩名 *vnservzen*」とは即ち「ルターとフッテン」を意味する事が欄外注に明記されている。フッテンは、1517年ルターが「95ヶ条の提題」を掲げた当初、教会の仲間割れが始まった、という程度の認識であつたらしいが、1519年のライプツィヒ論争を境に、ルターの言行に強い関心を示し、今や「われら兩名」という程に、少くとも現状の改革という点で、共鳴していたのであった。

(16) Doch bhiehl diß Nation den strauß,  
vnd wurdent Römer gtriben auß,  
das *vatterland* in freyheit gsetzt.

だがこの民族は戦いに勝ち  
ローマ人を追いはらい  
祖国を自由にしたのだった。

(1168—1170)

ここには人文主義者フッテンの歴史意識があらわれている。タキトスの『ゲルマニア』は1509年以来フッテンの知るところであったが、1515年にローマでタキトスの『年代記』が公刊されるとすぐ、フッテンはこれを読み、かつて強大なローマ帝国に遂に屈服しなかった先祖達の姿に感銘し、自由と忠誠と勇武を象徴する英雄をアルミーニウス<sup>(30)</sup>の中に見出したのだった。ルターが内面的な信仰問題から発して宗教改革に進むのに対し、フッテンをルターに近づけたものはむしろ歴史的認識であった事は、ラウレンティウス・ヴァラの『コンスタンティヌス寄進状偽書論』をドイツで公刊した姿勢<sup>(31)</sup>にもみられるし、『抗訴警告書簡集』中のザクセ

ン公に宛てた書簡や『ウァリクスス、またはローマ風三位一体』、そして『告発——いかに歴代教皇が歴代ドイツ皇帝に敵対してきたか』にも顕著である。

(17) dann wem diß nit zû hertzen geet,  
der hatt nit lieb sein *vatterlandt*,  
jm ist auch gott nit recht bekant.  
なぜならこれが胸にこたえぬならば  
その者は「祖国」を愛さぬもの  
そしてまた神を正しく知らぬもの  
(1469—1471)

これは第24段中の一節である。この総括的な最後の章節でフッテンは、教皇こそ異端であると宣言し、国王をはじめ諸侯、貴族、都市に宗教界の改革(Reformierung)を呼びかけて、今こそ現状打破の時だ、起ちあがれドイツ人よ、と檄をとばす。改革の精神的支柱として彼の念頭にあったものは、真にキリスト教的な敬虔と人文主義的な教養、そしてタキトス披見等を通じて理想化されたゲルマンの堅実剛毅の気風であろう。具体的には、第1に教皇の世俗的権力の否定と皇帝権の優位回復(ルターの「ローマの第一の城壁」打破)、第2に教会機構に関して、ローマ教皇のもつ特権(公課、上納金、ドイツの聖職禄に対する裁置権、公会議召集専決権など)の廃止と、教会財産の大幅な社会的還元(戦費等特別徴収税の代替、貧民救済など)、そして第3に聖職者の絶対数削減と質的向上、といった内容が、この時期の彼の著作から浮かび上がってくる。ルターの求めた「キリスト者の自由」に対し、フッテンの関心は「ドイツの自由」にあった事は明らかであるが、そこにはやがて農民の要求する社会改革に一脈通じる要素も含まれていたのである。

v) 1521年春ウォルムスの国会が始まったとき、フッテンの声威はその頂点にあった。騎士党の領袖ジッキンゲンと組んだフッテン

の筆陣は、教皇使節 G. アレアンドロを恐れさせ、フッテンを名指して破門した教勅の公表をさし控えさせるほどであった。だが運命の女神は気紛れである。2年余後、1523年の夏、フッテンは流浪落魄の果てにその病骨をツューリヒ湖上ウーフェナウに横たえていた。没落しゆく騎士身分の失地回復を図ったジッキンゲンは事破れて既に陣没し、「ローマの手先 Kurtisanen」を掃討すべく自ら起って後に続くものをまったフッテンの期待は空しかった。

私はあえてふみきった、正気も正気  
なんじょう後悔のありえよう  
よしや戦に利なくて  
.....  
口つぐみ<sup>まこと</sup>眞実は秘めていたならば  
身もかくも疎まれまいに  
だがそれを私は言った  
それゆえ今は追われる身  
..... (32)

ジッキンゲンと共に<sup>フヘト</sup>帝国追放を宣告(1522. 10. 10)されたフッテンは、スイス盟約同盟(Eidgenossenschaft)の地に身を潜める場所を求めねばならなかった。バーゼル、ミュールハウゼン、ペーファー……(33) ツヴィングリがウーフェナウに安息の地を提供した時、すでにフッテンの余命は幾許もなかった。「祖国」の覚醒を呼びかけ、「父祖の邦」を追われたウルリヒ・フォン・フッテンが息絶えたのは、1523年8月29日のことと伝えられる。享年35、その魂魄が「父のくに」に帰ったかどうか、異邦人に知るよしもない。

(1983. 4. 24)

## 注

1. フッテンのテキストとして Hutten, Ulrich von: Opera, hrsg. v. E. Böcking,

- 1859-1861 (Neudruck 1963) を用いた。  
(以下 Hutten, Opera と略す)。また次のものを随時参照した。
- Hutten: Deutsche Schriften, hrsg. v. P. Ukena, München 1970.
- Thomas Murner und Ulrich von Hutten, hrsg. v. Balke, Stuttgart, o. J. (DNL 17).
- Hutten, Müntzer, Luther, hrsg. v. S. Streller, Berlin/Weimar 1970 (BDK).
- Deutsche Flugschriften zur Reformation, hrsg. v. K. Simon, 1980 Stuttgart.
- フッテン関係の研究書は次の通り。
- Strauß, D. F.; Ulrich von Hutten (Gesammelte Schriften Bd. 7) Bonn 1877.
- Kalkoff, P.; Huttens Vagantenzeit und Untergang, Weimar 1925.
- Kalkoff, P.; Ulrich von Hutten und die Reformation, Leipzig 1920.
- Holborn, H.; Ulrich von Hutten, Göttingen 1968.
- Grimm, H.; Ulrich von Hutten, Göttingen 1971.
- Rueb, F.; Ulrich von Hutten, Berlin 1981.
2. グリムの *Deutsches Wörterbuch* 第12巻の1, Sp. 28 にこの意味が記載され, mhd, nhd の例が引かれている。
  3. 中世という時代区分は, 既に人文主義者達によって漠然と意識されていたが, 古代, 中世, 近代の三区分法が確立したのは特に Christoph Cellarius (1638-1707) が 1685 年に公刊した *Historia Universalis, breviter ac perspicue exposita, in Antiquam et Medii Aevi ac Novam divisa* に拠るといふ。ケラリウスは中世を区切るに, コンスタンティヌス大帝登位 (325年) とコンスタンティノーブル陥落 (1453年) をもってした。
  4. Die Schedelsche Weltchronik (Neudruck der deutschen Ausgabe von 1493), Dortmund 1978, Blatt CCLXII.
  5. Brant, Sebastian: Das Narrenschiff, hrsg. v. M. Lemmer, Tübingen <sup>2</sup>1968 (NDL, Neue Folge 5), S. 248, 288, 316.
  6. Humanismus und Renaissance in den deutschen Städten und an den Universitäten, hrsg. v. H. Rupprich, Leipzig 1935 (DL in Entwicklungsreihe), S. 75.
  7. Hutten, Opera III, S. 162.
  8. Thomas Murners Deutsche Schriften, hrsg. v. F. Schultz, Berlin und Leipzig 1925, Bd. 3, S. 66.
  9. Deutsche Flugschriften zur Reformation, Stuttgart 1980 S. 99, 107.
  10. Franz, Günther: Der deutsche Bauernkrieg — Aktenband, Darmstadt <sup>1</sup>1980, S. 376.
  11. Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges, hrsg. v. G. Franz, Darmstadt 1963, S. 195.
  12. Ebd. S. 243, 260.
  13. Deutsches Leben im Volkslied um 1530, hrsg. v. R. v. Liliencron, Berlin und Stuttgart, o. J. (DNL 13), S. 16.
  14. D. Martin Luthers Werke (Weimarer Ausgabe) 30. Bd., 2. Abteilung, 1909/1964, S. 412.
  15. Fischart, Johann: Das Glückhafft Schiff von Zürich, hrsg. v. A. Haas, Stuttgart 1967, S. 9.
  16. フッテンの書簡や著述にはほとんど常に Eques または Eques Germanus と明示されている。
  17. Hutten: Opera I, S. 195 ff.
  18. ヴェルテンベルク公ウルリヒ (1487-1550) は痴情のもつれから, その廷臣 (主馬頭) ハンス・フォン・フッテンを, 1515年5月ペープリングの森で騙討ちし, あたかもフェーメ裁判によるものであるかのように工作した。ハンス・フォン・フッテン (フランケンベルク系) はウルリヒ・フォン・フッテン (シュテッケルベルク系) のいここに当たり, 同年11月フッテン一族がヴェルテンベルク公に対しフェーデを通告すると, ウルリ

ヒは筆誅と劍の両面一族の闘争を支えた (Hutten: Opera I, S. 46 ff)。フェーデ及びフェーメの様式等については、たとえば Heinemann, F.: Der Richter und die Rechtsgelehrten, Leipzig 1900などに概括的な説明がある。

なお後出の『対話篇』中でも最も力のこもった作品『ウァディクスまたはローマ風三位一体』にこんな一節がある。エルンホルト「するとお主は、たとえばあのシュヴァーベンの暴君に向けたと同じような怒りをもって、それと戦うつもりか。」

フッテン「もっと遥かに大きな怒りだ。なぜなら、あれは個人的な、内々の、私と私の一族にのみ関わる事件だった。だがこれは公共の、そして祖国の問題だ (……haec patriae est et publica causa/Diße aber ist gemeyn, und des vatterlands.)」(Hutten: Opera IV, S. 258)

19. Martin Bucer (1491—1551). ドメニコ派修道会に所属していたが、1518年ハイデルベルク在学中にルターとアウグスティヌス修道会士の討論を聴き、宗教改革に加担。所屬修道会を離脱、結婚し、1523年以降シュトラースブルクの宗教改革で中心的役割を演じる。1520年秋、フッテンのエーベルンブルク滞在中、そのもとで翻訳などに従事した。なお§IIの例には挙げなかったが、ブツァーが1521年に匿名で公にした『新カルストハンス』に散見される Vaterland は明らかに「祖国」を意味している。フッテンとブツァーの関係からすれば当然であろうが。

20. Conquestiones (Klagschriften und Ermahnungen). Hutten: Opera I, S. 371 ff.

21. Anzðig Wie allwegen sich die Römischen Bischöff, oder Bapst gegen den teütschen Kayßeren gehalten haben. Hutten: Opera V, S. 364 ff.

22. Ranke, Leopold von: Deutsche Ge-

schichte im Zeitalter der Reformation, Wiesbaden, o. J., Teil 1, S. 198.

23. Clag vnd vormanung gegen dem übermässigen vnchristlichen gewalt des Bapsts zû Rom/vnd der vngeistlichen geistlichen/durch herren Vlrichen von Hutten/Poeten/vnd Orator der gantzen Christenheit/vnd zûuoran dem vatterland Teütscher Nation zû nutz vnd güt/von wegen gemeiner beschwernuß/vnd auch seiner eigen notturfft/in Reymens weyß beschriben. (Hutten: Opera III, S. 473 ff.)

24. Holborn, H.: Ulrich von Hutten, Göttingen 1968, S. 154.

25. Giovanni de Medici (1475—1521). 聖職者としては問題のレオ10世も、ルネサンス的君主、とりわけ学芸の庇護者としては極めて興味深い人物である。ラファエロ、ミケランジェロ、サンソヴィーノら芸術家、ヴィダ、トリッシーノ、バンドロラ詩人、ベンゴ、サドレトラ人文学者、そしてローマ大学などは彼の名と切り離して考える事ができない。

26. 引用の3行目から4行目にかけて、より逐語的に訳せば、ドイツ民族の祖国に対し、その民族のことばで、となろう。この詩の表題(注23)との対照から、引用部4行目の nationは属格と考えられるからだ。この表現はまた [Heiliges] Römisches Reich Deutscher Nation を想起させるものでもある。

27. Hutten: Opera I, S. 419.

28. Ebd. I, S. 418.

29. Epistolae obscurorum virorum (1515 u. 1517). 人文主義派とスコラ派をわけた「ロイヒリン・ブエファーコロン論争」に際し、ロイヒリンに与するクロートゥス・ルビアアヌスとウルリヒ・フォン・フッテンが、相手方の無知蒙昧を戯画化した書簡集。第2部の大半はフッテンの作とされている。

30. Hutten: Opera IV. S. 409 ff. (Arminius). Ebd. I. S. 390. (Clag an Hertzo-

gen Friedrichen von Sachsen).

31. 『コンスタンティヌス寄進状』とは、中世ローマ教会がその西欧支配の根拠としたもので、コンスタンティヌス大帝がすでに4世紀に、全キリスト教会に対しローマ司教（教皇）が首位を占める事を認め、ローマ、イタリア並びにヨーロッパの帝国領に対する世俗的支配権をローマ教皇に寄進した、とする内容のものであった。イタリアの人文学者ラウレンティウス・ヴァラはこれが偽書である事を論証する『コンスタンティヌス寄進状論 *De donatione Constantini*』を書いたが、ポーニア留学中にその写本を入手したフッテンは、教皇レオ10世に論争を挑

む序文を付してドイツでこれを印刷し、公刊した。

32. *Ain new Lied herr Vlrichs von Hutten* (Hutten: Opera II, S. 92). この詩の成立期ははっきりしない点があるが、カイザースラオテルン近傍の Burg Diemstein (Dürmstein) において1521年6月ないし7月に作られたものと推定されている。
33. フッテン最後の日々足取りを簡単に記すと、Basel (1522. 11. 25) — Mühlhausen i. E. (1523. 1. 18) — Pfäfer (1523. 7) — Ufenau (1523, 8. 10). エルザスのミュールハウゼンは1515年に盟約同盟に加入していた。